

○厚生労働省令第二百八号 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 令和二年十二月二十五日 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 （健康保険法施行規則の一部改正） （健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。			（傍線部分は改正部分）		
改正後			改正前		
（移送費の支給の申請） 第八十二条（略） 2（略） 3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。 4（略） （傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略） 2（略） 3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。 4（略） （出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略） 2・3（略） 4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。 5・6（略） （特定疾病の認定の申請等） 第九十九条（略） 2（略） 3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならぬ。 4（略）			（移送費の支給の申請） 第八十二条（略） 2（略） 3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4（略） （傷病手当金の支給の申請） 第八十四条（略） 2（略） 3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4（略） （出産手当金の支給の申請） 第八十七条（略） 2・3（略） 4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 5・6（略） （特定疾病の認定の申請等） 第九十九条（略） 2（略） 3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 4（略）		

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第九十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(輸入届出) 第二十九条 (略) 2 (略) 3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 い。 一〇四 (略) 五 検疫所の長が次項の規定により提出を指示した書類 (削る) 4 検疫所の長は、第一項の届出書及び前項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。 5・6 (略)			(輸入届出) 第二十九条 (略) 2 (略) 3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 い。 一〇四 (略) 五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類 4 第一項の届出書には、届出者が署名又は記名押印しなければならない。 5 検疫所の長は、第一項の届出書及び第三項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。 6・7 (略)		

別記様式第三

厚生労働大臣 殿

検疫所（支所）

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届 出 年 月 日 年 月 日

氏 名

住 所

連絡先電話番号
(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

種 類			
数 量			
原 産 国	由	来	
用 途	搭載船舶（航空機）名		
輸 出 国 及 び 積 出 地	到着地及び保管場所		
搭 載 年 月 日	到 着 年 月 日		
船荷証券又は航空運送状の番号	衛生証明書の発行番号		
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴			
荷 送 人 の 氏 名 及 び 住 所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
荷 受 人 の 氏 名 及 び 住 所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
輸入後の保管施設の名称及び所在地 (個人の場合、氏名及び住所)			
輸 送 中 の 事 故 の 概 要			
備考（検疫所使用欄）			届出を受理した旨

注意 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第四

二種病原体等所持許可申請書

厚生労働大臣 殿

申請年月日 年 月 日

申請者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

別記様式第四を次のように改める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 6 第 2 項の規定により同条第 1 項本文の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

二種病原体等の種類 (毒素にあつては、種類及び数量)		
所持の目的		
所持の方法		
事業所の名称		
事業所の所在地		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	担当者の氏名及び所属部署名	
	電話番号及び FAX 番号	
	メールアドレス	
事務処理欄		

- 備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。
- 2 この申請書には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 31 条の 6 第 2 項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 3 事務処理欄は、記入しないこと。

別記様式第六

別記様式第六から別記様式第十までを次のように改める。

二種病原体等所持輸入 許可証再交付申請書

厚生労働大臣 殿

申請年月日 年 月 日

申請者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 31 条の 8 第 2 項（第 31 条の 15 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり二種病原体等所持輸入 許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
二種病原体等の種類 (毒素にあつては、種類及び数量)	
再交付を申請する理由	
備考	

- 備考
- この用紙は、A 列 4 番とすること。
 - 汚損の場合は、許可証を添えること。
 - この申請書に係る事務担当者が二種病原体等所持許可申請書又は二種病原体等輸入許可申請書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第七

二種病原体等所持
輸入 許可変更許可申請書

厚生労働大臣 殿

申請年月日 年 月 日

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 11 第 1 項（第 56 条の 14 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の許可事項に係る変更の許可を受けたいので申請します。

なお、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 二種病原体等所持許可の変更にあつては、この申請書には、感染症法施行規則第 31 条の 9 第 2 項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が二種病原体等所持許可申請書又は二種病原体等輸入許可申請書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第八

二種病原体等所持許可変更届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 11 第 2 項の規定に基づき、許可事項に係る下記の軽微な変更事項について、関係書類を添えて届出します。

なお、同法及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

- 備考
- 1

この用紙は、A 列 4 番とすること。
- 2

この届出書には、感染症法施行規則第 31 条の 9 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 3

この届出書に係る事務担当者が二種病原体等所持許可申請書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第九

二種病原体等 所持 輸入 許可氏名等変更届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 11 第 3 項（第 56 条の 14 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可事項に係る下記の氏名等の変更事項について届出します。

なお、同法及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
欠格条項（氏名又は代表者名の変更に限る。）	
備考	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 この届出書に係る事務担当者が二種病原体等所持許可申請書又は二種病原体等輸入許可申請書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第十

二種病原体等輸入許可申請書

厚生労働大臣 殿

申請年月日 年 月 日
申請者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 12 第 2 項の規定により同条第 1 項の許可を受けたいので申請します。

なお、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素にあつては、種類及び数量）	
輸入の目的	
輸出者の氏名又は名称	
輸出者の住所	
輸入の期間	
輸送の方法	
輸入港名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
二種病原体等所持許可番号	
備考	
事務処理欄	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 この申請書に係る事務担当者が二種病原体等所持許可申請書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

3 事務処理欄は、記入しないこと。

別記様式第十二

三種病原体等所持届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

別記様式第十二から別記様式第十九までを次のように改める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 16 第 1 項本文の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

なお、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

三種病原体等の種類（毒素にあつては、種類及び数量）		
所持開始の年月日		
事業所の名称		
事業所の所在地		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	担当者の氏名及び所属部署名	
	電話番号及びFAX 番号	
	メールアドレス	
事務処理欄		

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 この届出書には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 31 条の 17 第 3 項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

3 事務処理欄は、記入しないこと。

別記様式第十三

三種病原体等所持届出変更届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 16 第 2 項の規定に基づき、下記の届出事項に係る変更をしたので届出します。

なお、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
変更年月日	
変更の種類（該当しないものを二重線で消去すること。）	届出事項の変更 届出病原体等の不所持
変更等の内容	
変更等の理由	
備考	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

 2 この申請書には、必要に応じ、感染症法施行規則第 31 条の 19 第 2 項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

 3 この申請書に係る事務担当者が三種病原体等所持届出書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第十四

三種病原体等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 17 の規定に基づき届出します。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

輸入した三種病原体等の種類 (毒素にあつては、種類及び数量)	
輸入の目的	
輸出者の氏名又は名称	
輸出者の住所	
輸入年月日	
輸送の方法	
輸入港名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
輸入した三種病原体等に係る所持の届出の有無	有 (届出年月日： 年 月 日) 無
備考	
事務処理欄	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 輸入した三種病原体等の所持を行う場合であつて、その届出をしていないときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 16 の規定に基づき、別途届出すること。

3 この届出書に係る事務担当者が三種病原体等所持届出書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

4 事務処理欄は、記入しないこと。

別記様式第十五

感染症発生予防規程届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 18 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり届出します。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
特定一種病原体等又は二種病原体等の所持の予定日		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	担当者の氏名及び所属部署名	
	電話番号及び FAX 番号	
	メールアドレス	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 この届出書には、感染症発生予防規程を添えること。

別記様式第十六

感染症発生予防規程変更届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 18 第 2 項の規定に基づき、別添のとおり届出します。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
変更日	
変更内容の概要	
備考	

- 備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。
- 2 この届出書には、変更後の感染症発生予防規程を添えること。
- 3 この届出書に係る事務担当者が感染症発生予防規程届出書と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第十七

病原体等取扱主任者 選任 届出書
解任

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 19 第 2 項の規定に基づき届出します。
なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
届出の内容（該当しないものを二重線で消去すること。）		選 任 解 任	
被選任者の氏名		選任年月日	特記事項
		年 月 日	
		年 月 日	
被解任者の氏名		解任年月日	解任理由
		年 月 日	
		年 月 日	
事務上の連絡先	名称		
	所在地		
	担当者の氏名及び所属部署名		
	電話番号及びFAX 番号		
	メールアドレス		
備考			

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。
2 被選任者については、略歴を記載した用紙又は免状の写し等を添えること。

別記様式第十八

滅菌譲渡届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 22 第 2 項の規定に基づき届出します。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

滅菌譲渡する一種病原体等又は二種病原体等の種類（毒素にあつては、種類及び数量）		
滅菌譲渡の理由		
滅菌譲渡の理由の発生日		
滅菌譲渡の方法		
滅菌譲渡の予定日		
事業所の名称		
事業所の所在地		
譲渡先	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	電話番号等	
	担当者の氏名及び所属部署名	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	電話番号等	
	担当者の氏名及び所属部署名	

備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 「譲渡先」欄については、譲渡の場合のみ記載すること。

別記様式第十九

災害時応急措置届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日
届出者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 29 第 3 項の規定に基づき届出します。

災害発生日時			
災害発生場所	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	具体的な発生場所		
推定される災害発生原因			
所持する特定病原体等の種類			
応急措置の内容			
特定病原体等による感染症の発生、まん延の状況又はそれらのおそれの状況			
事務上の連絡先	名称		
	所在地		
	担当者の氏名及び所属部署名		
	電話番号及び FAX 番号		
	メールアドレス		

(この用紙は、A 列 4 番とすること。)

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)
第百三十三条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(補償金の請求) 第四条 (略) 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一 十 (略) (支払未済の補償金の申出) 第五条 (略) 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一 五 (略)	(補償金の請求) 第四条 (略) 2 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一 十 (略) (支払未済の補償金の申出) 第五条 (略) 2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。 一 五 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。